

令和2年12月18日

令和2年度第9回教育委員会定例会会議録

鹿児島県教育委員会

議 決 事 項

件 名	提 案 理 由	審議の状況	採決の次第
<p>議案第1号 学校職員の懲戒処分について</p>	<p>学校職員の非違行為について、教育公務員としての責任を問おうとするものである。</p>	<p>特記事項なし</p>	<p>決 定</p>
<p>議案第2号 令和2年度鹿児島県学校保健，学校安全，学校体育及び学校給食表彰に係る優良学校等の決定について</p>	<p>令和2年度の鹿児島県学校保健，学校安全，学校体育及び学校給食表彰に係る優良学校等を決定しようとするものである。</p>	<p>特記事項なし</p>	<p>決 定</p>
<p>議案第3号 鹿児島県立図書館協議会委員の任命について</p>	<p>鹿児島県立図書館協議会委員の任期満了に伴い，その後任を任命しようとするものである。</p>	<p>特記事項なし</p>	<p>決 定</p>

会 議 要 旨

1 開会

2 会議の公開等について

議案第1号，議案第2号，議案第3号及びその他(6)については，非公開で審議する旨，教育長から発議があり，全会一致で議決された。

3 令和2年度第8回教育委員会定例会，第1回教育委員会臨時会の会議録の承認

承 認

4 教育長報告

報告第1号 予算外議案の作成に関する知事への意見申出について

(1) 鹿児島県体育施設等の指定管理者の指定について議決を求める件

- － 鹿児島県体育施設等の指定管理者の指定に係る議案の作成について，知事から意見を求められたので，教育長の臨時代理により差し支えない旨回答したこと及びその内容について説明（保健体育課長）－

(教育長) 異議がないので，報告第1号(1)は了承をいただいたものとする。

(2) 鹿児島県上野原縄文の森の指定管理者の指定について議決を求める件

- － 鹿児島県上野原縄文の森の指定管理者の指定に係る議案の作成について，知事から意見を求められたので，教育長の臨時代理により差し支えない旨回答したこと及びその内容について説明（文化財課長）－

(教育長) 異議がないので，報告第1号(2)は了承をいただいたものとする。

5 その他

(1) 令和2年第4回県議会定例会の状況について

- － 令和2年第4回県議会定例会に提案された議案，主な質問事項及び文教警察委員会での主な質疑事項等について説明（副教育長）－

(今村委員) 大園県議が桜丘養護学校の跡地利用について質疑を行い，それに対して，くらし保健福祉部が回答したが，教育委員会も絡む話題なのか。

(副教育長) 敷地についてはくらし保健福祉部の所管だが，建物については教育委員会が所管している。教育委員会，くらし保健福祉部及び財産活用対策を担当する総務部で協議を進めていくことになる。

(今村委員) その検討はいつぐらいから始めるのか。

(副教育長) 今は移転の途中であるので，移転が終わった後に始めるのではないかと思う。

(2) 学校における業務改善アクションプラン令和2年度第1回フォローアップ調査結果について

ー 学校における業務改善アクションプラン令和2年度第1回フォローアップ調査の目的、調査の概要、結果の概要等等について説明（教職員課長）ー

(島津委員) 目標達成スケジュール中の正規の勤務時間を超える勤務を月45時間以内にすることについて、100%に近づけることになっているが、実態は未だ厳しい状況である。それに対してどのような取組を行っているのか。次に、前回と比べると、重点取組のデータベースや校内LAN等の活用、かごしま学力向上支援WEBシステムに関する部分の割合が減っている。この辺りはより活用されるべきものだと考えているが、活用が減った理由を教えてください。また、アクションプランの最終目標は、教育の質の向上であるが、業務改善を進めることで、教育の質の向上に繋がっているのかどうか、或いは教員の満足感、充実感がこれまでと比べて良くなったのかということについては把握しておくべきだと思うが、その辺りの調査は行っていないのか。

(教職員課長) まず、最終的な目標として正規の勤務時間を超える勤務を月45時間以内にすることについては、アクションプランの策定後、給特法の改正により、法的にも上限の時間は月45時間、年間360時間と定められ、各自治体に義務づけられている。よって、法的に義務づけられたことは当然守っていただくよう市町村にも繰り返しお願いしているところである。その中で、具体的にどのようなことに取り組み、超勤を減らすかということについては、プランの中でも示しており、今後様々な御意見もお聞きしながら、さらに取り組みでまいりたいと考えている。次に、重点取組の中で数値が下がっているのは御指摘のあったデータベースやWEBシステム等の活用などを含む3つの項目であり、御指摘のとおり、現在、GIGAスクール構想などが進む中で、これらは本来、もっと高くなるべきところである。現在、WEBシステム等は小中学校では非常に活用されているが、高校などでは別の全国的な教材等を活用しているという現状があり、このような低い数値になっている。詳細な分析までには至っていないが、数値が下がっているのは事実であり、この点は改めて校務支援システムの活用なども含めて検討すべき事項だと考えている。3点目のこのアクションプランの目的として掲げた、教育の質の向上を検証するという点については、今回の調査結果により、この点が変わったから質が向上したと言えるという部分は見えにくいですが、肯定的に捉えたと、各学校での取組が業務改善に効果的だという回答が増えており、多くの教職員が業務改善により生まれた時間を自らの時間として使えるようになっていることが結果として、質の向上に繋がっていくと捉えている。この辺りは、改めて関係課と連携しながら確認してまいりたいと考えている。

(島津委員) 業務改善が進んでいるというのは確かだと思うが、それによって生じた時間が本当に子供たちに使われているのかということを検証することが大事だと思う。その辺りの見える化についても今後御検討いただきたい。

(馬場委員) 業務改善に関連して、保護者が関わるPTAやあいご活動があるかと思う。PTAは保護者が参加するのが原則で、学校によっては決まった回数、役員をしなければならないなど実質的に活動が義務化されていると思う。この辺りは見直しもされていないことから保護者や先生方の負担も大きく、保護者は共働きの方も多いためから現在の社会情勢に合致していないと感じる。これらの活動を効率化することは学校運営全体の効率化にも繋がると思うが、今年、コロナの影響で多くの活動が中止となる中、支障が生じたか否かで必要最低限の活動を選別することが可能だと思う。活動を増やすことは簡単だが、減らすことはなかなか難しく、学校の業務改善という流れの中で、PTA活動もぜひ見直しをいただきたいと考えている。

そこで質問だが、PTAやあいご活動などの中で見直しを検討しているものがあるか。また、保護者から県教委に対して何かしらの意見等が届いているものがあれば教えていただきたい。

(社会教育課長) 委員のお尋ねのうち、見直しの検討については、PTAが公の団体ではなく社会教育団体の一つであることから、県教委がその活動等について指示できる立場にはないところである。ただし、学校を通してPTA活動における課題等を解決するために広く保護者の声を聞いて活動を整理してはどうかといった声掛けはできるかと思う。直接の指導は難しいことから、先生方の負担だけでなく保護者の負担もあるとすれば、今後、県PTA連合会を通じて各学校単位でPTAの在り方について検討するようお願いしていきたいと考えている。次に、県教委に対する県民の声はないかということについては、直接意見を伺ったことはないが、PTAの研修会や評議委員会等でPTAの加入や退会時にトラブルが生じている事案や、PTA会費等が何の説明もなく徴収されていることに対する疑問が生じているといった事案等をお聞きすることがある。当課としては、PTA総会等でPTAの意義や運営のあり方、役員の決め方などについて保護者に対し丁寧に説明してはどうかとPTA連合会等にお伝えしているところである。

(馬場委員) PTAは県教委が直接指導できる関係にないというのはわかったが、他県のホームページを見たところ、学校の業務改革の中にPTA活動の精選という項目があった。やはり保護者がPTAを変えていくというのは難しいところがあり、他県同様に学校の業務改善を進める中で項目として盛り込んでいただき、少しでも先生方や保護者の負担を減らす方向で検討していただきたいと思うがいかがか。

(社会教育課長) 今後、アクションプランの中で項目として取り組めるかどうかは教職員課の所管であるので改めて検討させていただきたい。学校における業務改善においては簡素化・効率化を図るために、学校行事の見直し等は地域や保護者の意見や協力を仰ぎながら進めていると思う。その中でPTA活動のあり方についても、地域や学校、保護者と十分協議をした上で行事の隔年実施や統合等に取り組んでいる学校もあることから、アクションプランに項立てはしていないが、学校によっては地域のPTA活動を見直しながら保護者の負担軽減を図る取組がなされているのではないかと考えている。

(教職員課長) アクションプランの中におけるPTAの位置付けについては、アクションプラン本体の一番最初の文章の中に、はっきりと県PTA連合会などの関係団体と連携しながら、これを進めていくと謳っている。現に昨年はPTA連合会の年間の取組宣言の中に、学校の業務改善アクションプランについて調査研究して協力していくと記されており、昨年度はリーフレットも作成され、ホームページにも掲載されている。また、PTAの研修会でも資料を配布し、各学校のPTA研修の場でも活用してほしいと促したところである。

委員御質問のPTA本体のいろんな無駄な部分も削っていくべきというところまでは至っていないが、少しでも協力しながら見直していこうと、PTAの方には協力依頼をしているところである。やはりPTAとも協力しなければ業務改善は進まないと認識しており、そのように取り組んでいるところである。

(原之園委員) 勤務時間の管理については、以前、パソコン等で出退勤時刻などの勤務管理を行っていくと伺ったが、これは小中高、特別支援学校全てで実施されているか。それがきちんと為されていれば、数字もさらに正確に上がっていくと思うがいかがか。次に、業務改善が進んでいると実感しているという職員が、小学校では約70%、中学校では約58%、高校では約62%となっている。そこで、そのように回答した、その具体的な理由がわかれば教えていただきたい。例えば、会議の見直しを図ったとか、朝の打ち合わせを隔日にしたとか、具体的な取組が分かれば、次に進めるための手立てとなるのではないかと思うがいかがか。

(教職員課長) まず、勤務時間の管理の仕方については、県立学校は100%実施されており、昨年度タイムカードを導入し、出退勤時にカードをかざすことで勤務時間を管理するようにしている。小中学校については、設置者である各市町村がそれぞれのやり方で把握しているが、県立学校と同様にタイムカードを導入しているところ、まだそこまでは至っていないところ、いま導入を検討しているところと、現在の状況は様々である。また、パソコンの立上げ等と連動する形で記録する方法を導入している市町村教委もある。いずれにせよ、給特法の改正による上限指針にも客観的な勤務時間管理が

謳われているところであり、未だ取組の進んでいない市町村については連携して進めてまいりたいと考えている。2点目の詳細な分析については正直これからというところだが、校種で差があることから、どのような取組が効果的かということについて、今年度は新たに調査に併せて効果的な取組事例を募集したところである。その中で特に参考になる事例等をいくつか取材し、それらについてはホームページにも公開しているところである。具体的には、部活動や校務分掌の見直しなどを紹介しているところである。

(3) 鹿児島県産業教育審議会の報告について

－ 鹿児島県産業教育審議会の開催日時、協議事項、委員の主な意見等について説明（高校教育課長）－

(島津委員) 私も審議会に参加させていただいたが、今回のテーマは、技術革新に対応した人材の育成ということであったが、技術革新、ICTの活用について期待が大きいと感じたところである。それと同時に人とのふれあいや、より人間的な学びとの両立が大切なことだと各分野で話されていた。技術者に求められる倫理観や道徳観、規範意識などをしっかりと教えることが大事だということであった。こういったことも含め、今回の審議会ではとても良い意見が出ていたことから、これらの意見等がしっかり各学校に伝わり、確実に取り組まれることを期待したい。

(4) 旧考古資料館の活用方針の検討について

－ 旧考古資料館の活用に係る全体計画、検討委員会、今後の予定等について説明（文化財課長）－

(島津委員) この件については、だいぶ前からお願いしていたところであり、今回このようなスタートが切れたことを大変うれしく思う。この建物は現在、国の登録有形文化財であるが、価値としては十分に国の重要文化財といってもおかしくないと思っている。そういった意味での取組も併せて進めていただきたい。また、この建物ならではの活用も検討してもらいたいと期待しているところである。また、この建物の前には天然記念物となっているソテツもあることから、これも併せた活用を期待している。

(原之園委員) 関連して、実は昨日この建物などを見に行ってきた。この建物の前にあるソテツも、やはりよく知られたものらしく、私からもこのソテツも含めた活用をお願いしたいと思う。昔、東京帝大の先生が世界で初めてソテツから精子を発見したというのがこのソテツとのことであり、大事にしなければならないと思っている。

(文化財課長) まず、重要文化財の指定については、これまでも取り組んできたところであり、専門家による文献調査の結果などによると、大変貴重な価値ある建物ということが分かってきたところである。一方、文化庁からは、設計者が誰かということや、設計図などの

歴史的な事実を証明する資料などが必要との指摘があったことから、更にその辺りの調査を進めているところである。また、建物ならではの活用ということについては、検討委員会から石造建築としての価値が大事でこの点を活かしてほしいとの意見や、市の中心地でさらに文化ゾーンという立地を活かした活用をという意見等があったことから、そういった方向での検討になると考えているところである。もう一点、ソテツの活用については、いただいた御意見等を参考に、改めて検討してまいりたい。

(5) 鹿児島県文化財保存活用大綱の策定について

- － 鹿児島県文化財保存活用大綱に係る策定スケジュール、大綱策定委員会、今後の予定等について説明（文化財課長）－

(島津委員) 文化財行政については、ここにも保存・活用と記載されているが、そのほとんどが保存ということで、活用がなかなか為されていないといった現状がある。最近の文化庁はだいぶ活用に力を入れるようになってきており、その辺りも含めて、保存は当然大事だが、活用ということにどう取り組んでいくか。情報発信や地域との一体化、或いは街づくりといったことを考え、これらが地域の活性化に繋がっていくといったことが文化財の役割だと思う。そういったことを含めて、しっかりと大綱を作っていただきたい。それから、最近の傾向としてデジタル化は欠かせないものであり、デジタルアーカイブやデータベース化についても大綱の中に位置付けすべきだと思う。この骨子案にはこれらに関する記載がないように思うが、その辺りはどうか。

(文化財課長) 委員御指摘のとおり、保存・活用というのは文化財保護の両輪であり、適切に活用されることで大切にしようといった愛着が生まれ、保護が図られるという面もあるので、適切な活用のあり方について、公開や情報発信の仕方、或いは観光、地域振興の観点からも記載が出来ればと考えているところである。また、デジタル化については、デジタルアーカイブやデータベース化という御意見を検討会でもいただいており、どのような形にするか検討してまいりたいと考えているところである。

(今村委員) 島津委員から御指摘のあった活用という部分は大変大事なことで、情報発信の仕方も然りだと思う。先日県庁の一階で、「刀剣乱舞」と島津義弘という展示があったが、あのような展示があると一般の方もとても興味を持つと思う。一般的に文化財の発信というと、真面目に文化財の写真があって説明書きがあるというものが多いが、今回の展示のような方法だと、刀剣乱舞って何、島津義弘はどんな人と興味を持った方も多と思う。実際、刀剣については子供たちの方が詳しくたりするので、情報発信のあり方を工夫してもらえたらと思う。もう一点は先日、委員会で蒲生麓に行ったが、私はいま日本遺産の麓を廻っていて、「麓」は大変面白い情報発信の仕方だなと感じているところである。そうい

った意味では、ただ単に文化財としてだけ紹介するのではなく、様々な横の繋がりなども意識していくと、鹿児島ってこんなにも色々なものが歴史的にも残っているのだなと感じられるので、骨子案ではこのような工夫も検討していただきたい。

(文化財課長) まさに情報発信のあり方ということについては御意見をいただいたとおりであり、より充実したものとなるように取り組んでまいりたい。また、文化財と文化財を繋いで情報発信することも大事なことであり、日本遺産の取組がまさにそのとおりだと思っている。他にも教育事務所管内の文化財を周遊するようなモデルコースを設定し紹介するといったことにも今取り組んでおり、こういったことも含めて更に努めてまいりたいと考えている。

(原之園委員) ひとつの視点として、その活用のあり方についてはこれまでも市町村の公民館連絡協議会や、鹿児島市だったらコミュニティ協議会等で行っている。例えば、地域の文化財をみんなで掃除をしたり、作業をしたりと今までも実施しているので、こういった連携を考えていくと、第1回委員会でも出された意見「自分たちの宝は自分たちで」という更に良い取組に繋がっていくだろうと感じたところである。

6 議案

議案第1号 学校職員の懲戒処分について

(非公開)

議案第2号 令和2年度鹿児島県学校保健、学校安全、学校体育及び学校給食表彰に係る優良学校等の決定について

(非公開)

議案第3号 鹿児島県立図書館協議会委員の任命について

(非公開)

7 その他

(6) 令和3年度「子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）」に対する文部科学大臣表彰の被表彰候補者の推薦について

(非公開)

8 閉会